

医療法人の持分払戻請求事件について

1. 平成10年裁判例

- ・ 東京地裁 平成6年3月24日
- ・ 東京高裁 平成7年6月14日
- ・ 最高裁 平成10年11月24日

(1) 事件の概要

退社した社員の持分払戻請求に対し、「退会した会員は払込済出資額に応じて払戻しを請求することができる」との規定について、医療法人が脱退社員の払込済出資額そのものと限定的に解釈し、払戻の価額について争われたもの。

(2) 判決内容

一審では脱退社員の主張が認められ払戻の価額が金5億4686万2417円とされたが、二審では出資時における資産総額を基準とし金588万3696円とされ、最高裁において確定したものの。

2. 平成15年裁判例

- ・ 東京地裁 平成12年10月5日
- ・ 東京高裁 平成13年2月28日
- ・ 最高裁 平成15年6月27日

(1) 事件の概要

医療法人が出資額限度方式に定款を変更した後に死亡した社員の持分払戻請求権を相続した妻が、定款変更の無効を主張し争われたもの。

(2) 判決内容

一審において定款変更が有効になされたとされ、二審でも原審を支持し、払戻請求の価額について出資額を限度とし、最高裁において確定したものの。